2　平成二十四年一元化法附則第三十六条第十一項の規定により前項に規定する改正後厚生年金保険法の規定を適用する場合には、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号。以下「平成二十七年厚年整備政令」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号。以下「改正後厚年令」という。）第三条の四、第三条の四の二及び第三条の六から第三条の七まで並びに平成二十七年厚年整備政令第三十一条の規定による改正後の国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号。以下「改正後再評価令」という。）第四条第一項及び第三項、第五条、第六条、別表第一並びに別表第二の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九十二条第二項	年金たる保険給付
第百条の二第一項	実施機関の業務の実施
附則第十七条の四第五項	旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間を合算した期間をいう。）の国家公務員共済組合法（以下「改正前国家公務員共済組合法」という。）第二十二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「旧国家公務員共済組合法」という。）第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額
	となる標準報酬月額
	第一項並びに平成十二年改正法附則第一号及び改正前の第四十三条第一項
	当該旧国家公務員共済組合員期間
	標準報酬月額に、
	被保険者
改正後厚年令第三条の四第一項	法第四十三条の二第一項第二号イ

	旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間を合算した期間をいう。）の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百二号。以下「平成十二年国家公務員共済組合法改正法」という。）第二十二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「旧国家公務員共済組合法」という。）第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額	改正前国共済法による職域加算額
	となる標準報酬の月額	改正前国共済法による職域加算額の支給
	同項及び平成二十七年経過措置政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年国共済改正法附則第十一条第二項	改正後再評価令第四条第一項
	当該旧国共済施行日前期間	改正後厚年令第三条の四の二
	標準報酬の月額に、	法第四十三条の四第一項第一号
	国家公務員共済組合の組合員	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号イ
改正後厚年令第三条の四第一項	適用する改正後厚生年金保険法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第十一項の規定により適用するものとされた同法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十二条第一項の規定により読み替えられた同項の規定によるものとする。次条において同じ。）第四十三条の二第一項第二号イ	
改正後再評価令第四条第一項	厚生年金保険法第四十三条第一項	同法別表
		同法の
改正後再評価令第四条第三項	厚生年金保険法附則第十七条の四第三項から第七項まで	同法
改正後再評価令第五条	厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第五項
	同法	適用する改正後厚生年金保険法
改正後再評価令第六条第一項	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下	平成二十七年経過措置政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用する国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。次項において
	附則第二十一条第一項及び第二項	附則第十二条第一項及び第二項
改正後再評価令第六条第二項	附則別表第一	附則別表
	定めるとおり	定めるとおり（昭和六十年九月以前の期間にあっては、一・二二）
改正後再評価令別表第一	被保険者	国家公務員共済組合の組合員